

大野市立学校の就学学校の指定の変更に関する要綱

(平成21年3月27日教委告示第2号)

改正 平成28年3月28日教委告示第8号

(趣旨)

第1条 この要綱は、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第8条の規定に基づき、大野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が就学することを指定した学校（以下「指定学校」という。）の変更に関し、必要な事項を定めるものとする。

(許可の基準)

第2条 指定学校の変更の基準は、別表のとおりとする。

(申請)

第3条 別表に掲げる基準に該当し、指定学校の変更を希望する保護者は、児童生徒指定学校変更許可申請書（様式第1号）により、必要書類を添付して教育委員会に申請しなければならない。

(許可及び不許可の決定)

第4条 教育委員会は、前条に規定する申請があった場合において、当該申請書の内容を審査するとともに事情を聴取し、当該申請が別表に掲げる場合に相当すると認めるときは児童生徒指定学校変更許可決定通知書（様式第2号）により、当該申請が別表に掲げる場合に相当しないと認めるときは児童生徒指定学校変更不許可決定通知書（様式第3号）により、当該保護者及び当該学校長に通知するものとする。

(決定の取消し及び変更)

第5条 教育委員会は、第3条の規定による保護者からの申請が事実と相違していると認めるとき、又は申請事由を変更し、若しくは申請事由が消滅したと認められるときには、児童生徒指定学校変更許可取消・変更決定通知書（様式第4号）により当該保護者及び当該学校長に通知するものとする。

~~(教育長の専決)~~

~~第6条 申請書が提出された日の属する月の教育委員会の会議が終了後で、その理由が明らかに妥当と認められ、次の教育委員会の会議が開かれるまで25日以上~~

~~の日数を要する事情にあるときは、教育長においてこれを専決することができる。~~
~~2 前項の規定により教育長においてこれを専決したときは、次の教育委員会の会議に報告しなければならない。~~

(その他)

~~第7条第6条~~ この要綱で定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
(大野市小学校・中学校の就学学校指定変更及び区域外就学許可要綱の廃止)
- 2 大野市小学校・中学校の就学学校指定変更及び区域外通学許可要綱（平成10年教育委員会告示第1号）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この要綱の施行の際現に廃止前の大野市小学校・中学校の就学学校指定変更及び区域外通学許可要綱の規定により変更の許可を受けて通学している児童生徒は、この要綱の規定により指定学校の変更の許可を受けたものとみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行の日（平成28年4月1日）から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、第1条の規定による改正前の大野市立学校の就学学校の指定の変更に関する要綱及び第2条の規定による改正前の大野市立学校の区域外就学に関する要綱に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

指定学校変更許可基準

種類	許可基準	必要書類
1 途中転居	全学年に渡り、途中に転居する場合で通学に支障がないとき（新1年就学時に在学中の兄弟がいる場合を含む。）。	
2 転居予定	住宅の新築、改築、売買等により転居することが確定しており、転居予定地の学校へ通学を希望する場合で通学に支障がないとき。	住宅の新築の場合にあつては建築確認書の写し、家屋を取得する場合にあつては売買契約書の写し、借家その他の場合にあつてはその事実を証するに足りる書類
3 昼間留守家庭	住民登録地において昼間保護する者がなく、預かり先等がある校下の 学校 小学校又は両親が勤務する校下の 学校 小学校を希望するとき。	預かる者の承諾書
4 身体的理由	病気等の身体的理由で、通学若しくは通院の利便性又は安全性について配慮する必要があるとき（兄弟姉妹についても配慮する。）。	医師の診断書又はその事実を確認できるもの
5 教育上の配慮	次の事由により教育委員会が適当であると認めるとき。 （1） いじめを受けた経緯から転校がやむを得ないとき。 （2） 入学・転校により明らかに不登校又は過度の心身負担が予測されるとき。 （3） 転校により不登校又は過度の心身負担が解消されるとき。	学校長の意見書等

	<p>(4) 家庭の事情により居住地が住民登録地と異なるとき。</p> <p>(5) 特別支援学級に在籍する 児童生徒 で、児童生徒の 兄弟姉妹がその学級のある学校へ通学を希望するとき。</p> <p>(6) 帰国子女又は外国人の受入れで特に配慮が必要なとき。</p> <p>(7) 学級数の変動をきたさない範囲において特認校を指定したとき。</p> <p>(8) 交通事情等の変化により、通学に著しく危険が予測されるとき。</p>	
6 通学距離	<p>通学距離が概ね小学校で2 km、中学校で4 kmを超える場合で、著しく通学距離が 短縮される とき 短縮されるとき。</p>	
7 その他	<p>この基準以外で特に指定学校変更の必要性を教育委員会が認めたとき。</p>	<p>学校長の所見書その他必要な書類</p>

様式第1号（第3条関係）

学校経由	学校長	印
------	-----	---

年 月 日

大野市教育委員会 あて

保護者氏名 印

電話番号

児童生徒指定学校変更許可申請書

大野市立学校の就学学校の指定の変更に関する要綱第3条に規定する指定学校の変更を許可いただきたく、学校教育法施行令第8条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

許可のうえは、通学途上の責任は一切保護者において負うと共に、許可期間経過後は直ちに正規の学校に就学させることを誓います。

なお、記載事項に事実と相違があった場合は直ちに指定学校に転校します。

記

ふりがな 児童生徒氏名	(男・女)	生年月日	年 月 日
ふりがな 保護者氏名			
現住所			
旧現住所 旧住所			
指定校	学校 (第 学年)		
変更を希望 する学校	学校 (第 学年)		
希望期間	年 月 日～ 年 月 日		
理由			
中学生以下の 兄弟姉妹の状 況	児童生徒 氏名	学年又は年齢	通学する学校名

_____様

~~大野市教育委員会~~印

~~児童生徒指定学校変更許可決定通知書~~

~~_____年_____月_____日付けで提出のありました指定学校の変更許可申請について審査したところ、下記により許可することに決定したので通知します。~~

記

ふりがな 児童生徒氏名	_____ _____（男・女）	生年月日	_____年_____月_____日
現住所	_____		
旧住所	_____		
指定校	_____		
新たに指定する学校	_____		
指定期間	_____年_____月_____日～_____年_____月_____日まで		
条件	_____登下校における事故等には細心の注意を払い、保護者の責任において対応すること。_____ _____なお、申請理由が消滅したときは速やかに報告すること。_____		

~~（裏面をお読み下さい。）~~

—(裏面)—

~~1 審査請求について~~

~~—この決定に不服のある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に大野市教育委員会に対して審査請求をすることができます。~~

~~—ただし、この処分があったことを知った日の翌日から3月以内であっても、この処分の翌日から起算して1年を経過したときは審査請求をすることができなくなります。~~

~~2 取消訴訟について~~

~~—この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、大野市を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において、大野市を代表する者は、大野市教育委員会です。~~

~~—ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して1年を経過した時は処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。~~

様式第2号（第4条関係）

第 号

年 月 日

様

大野市教育委員会 印

児童生徒指定学校変更許可決定通知書

年 月 日付けで提出のありました指定学校の変更許可申請について審査したところ、下記により許可することに決定したので通知します。

記

ふりがな 児童生徒氏名	(男・女)	生年月日	年 月 日
現住所			
旧住所			
指定校			
新たに指定する学校			
指定期間	年 月 日～ 年 月 日まで		
条件	登下校における事故等には細心の注意を払い、保護者の責任において対応すること。 なお、申請理由が消滅したときは速やかに報告すること。		

(裏面をお読み下さい。)

(裏面)

1 審査請求について

この決定に不服のある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に大野市教育委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の翌日から起算して1年を経過したときは審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（前項の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、大野市を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において、大野市を代表する者は、大野市教育委員会です。ただし、この処分があったことを知った日（前項の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日（前項の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過した時は処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

~~様式第3号（第4条関係）~~

~~第_____号~~

~~_____年_____月_____日~~

~~_____様~~

~~大野市教育委員会 印~~

~~児童生徒指定学校変更不許可決定通知書~~

~~_____年_____月_____日付けで提出のありました下記の指定学校変更許可申請について審査したところ、不許可とすることに決定したので通知します。~~

~~記~~

ふりがな 児童生徒氏名	_____ （男・女）	生年月日	_____年_____月_____日
ふりがな 保護者氏名	_____		
現住所	_____		
旧現住所	_____		
指定校	_____学校（第_____学年）		
変更を希望 する学校	_____学校（第_____学年）		
希望期間	_____年_____月_____日～_____年_____月_____日		
不許可の理由	_____		

~~（裏面をお読み下さい。）~~

(裏面)

~~1 異議申立てについて~~

~~—この決定に不服のある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に大野市教育委員会に対して異議の申立てをすることができます。~~

~~—ただし、この処分があったことを知った日の翌日から60日以内であっても、この処分の翌日から起算して1年を経過したときは異議申立てをすることができなくなります。~~

~~2 取消訴訟について~~

~~—この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、大野市を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において、大野市を代表する者は、大野市教育委員会です。~~

~~—ただし、この処分があったことを知った日(1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日(1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日)の翌日から起算して1年を経過した時は処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。~~

様式第3号（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

大野市教育委員会 印

児童生徒指定学校変更不許可決定通知書

年 月 日付けで提出のありました下記の指定学校変更許可申請について審査したところ、不許可とすることに決定したので通知します。

記

ふりがな 児童生徒氏名	(男・女)	生年月日	年 月 日
ふりがな 保護者氏名			
現住所			
旧住所			
指定校	学校 (第 学年)		
変更を希望 する学校	学校 (第 学年)		
希望期間	年 月 日～ 年 月 日		
不許可の理由			

(裏面をお読み下さい。)

(裏面)

1 異議申立てについて

この決定に不服のある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に大野市教育委員会に対して異議の申立てをすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の翌日から起算して1年を経過したときは異議申立てをすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（前項の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、大野市を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において、大野市を代表する者は、大野市教育委員会です。ただし、この処分があったことを知った日（前項の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日（前項の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があった日）の翌日から起算して1年を経過した時は処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第_____号
_____年_____月_____日

_____様

大野市教育委員会 印

児童生徒指定学校変更許可取消・変更決定通知書

_____年_____月_____日付けで許可した指定学校の変更について、下記のとおり(取消し・変更)することに決定したので通知します。

記

ふりがな 児童生徒氏名	_____ (男・女) _____ 生年月日 _____年_____月_____日
現住所	
旧現住所	
指定校	_____ 学校 (第_____ 学年)
変更を希望する学校	_____ 学校 (第_____ 学年)
希望期間	_____年_____月_____日 ~ _____年_____月_____日
取消・変更の理由	
取消・変更の年月日	_____年_____月_____日
指定校への就学開始年月日	_____年_____月_____日

(裏面をお読み下さい。)

—(裏面)—

~~1 異議申立てについて~~

~~—この決定に不服のある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に大野市教育委員会に対して異議の申立てをすることができます。~~

~~—ただし、この処分があったことを知った日の翌日から60日以内であっても、この処分の翌日から起算して1年を経過したときは異議申立てをすることができなくなります。~~

~~2 取消訴訟について~~

~~—この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、大野市を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において、大野市を代表する者は、大野市教育委員会です。~~

~~—ただし、この処分があったことを知った日（1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日（1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して1年を経過した時は処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。~~

様式第4号（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

大野市教育委員会 印

児童生徒指定学校変更許可取消通知書

年 月 日付けで許可した指定学校の変更について、下記のとおり取消
したので通知します。

記

ふりがな 児童生徒氏名	(男・女)	生年月日	年 月 日
現住所			
旧住所			
指定校	学校 (第 学年)		
新たに指定 した学校	学校 (第 学年)		
指定期間	年 月 日～ 年 月 日		
取消理由			
指定校への就 学開始年月日	年 月 日		

(裏面をお読み下さい。)

(裏面)

1 異議申立てについて

この決定に不服のある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に大野市教育委員会に対して異議の申立てをすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の翌日から起算して1年を経過したときは異議申立てをすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（前項の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、大野市を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において、大野市を代表する者は、大野市教育委員会です。ただし、この処分があったことを知った日（前項の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日（前項の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があった日）の翌日から起算して1年を経過した時は処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。